

## 兵庫県立大学大学院理学研究科研究報告発行要綱

### 1 趣旨

兵庫県立大学大学院理学研究科研究報告（以下「研究報告」という）は、兵庫県立大学大学院理学研究科で行われた研究成果を毎年1回公表し、各大学図書館・学術研究機関などへ提供する重要な広報媒体である。

### 2 「研究報告」の内容

「研究報告」には「研究論文」を掲載するものとし、研究年報として電子媒体により発行するものとする。

### 3 著作権

研究報告に掲載する論文等の著作権は、兵庫県立大学播磨理学学術情報館に帰属する。

ただし、著作者自身は、自らの著作論文等の全部又は一部を複製、出版し、又は電子媒体により第三者に提供することができる。

### 4 「研究論文」

#### (1) 内容

「研究論文」の内容は、未発表のものに限る。

ただし、投稿原稿の内容はあらかじめ学術講演会その他において講演発表されたものを原則とする。

#### (2) 投稿資格

投稿者は本大学院理学研究科教員とする。

ただし、本大学院理学研究科教員以外の共同研究者を含めることはさしつかえない。

#### (3) 原稿の体裁及び提出方法

原稿はカメラレディで作成する。

詳細は別途定める「投稿の手引」のとおりとする。

#### (4) 研究論文原稿の査読

投稿された「研究論文」の原稿は、以下に述べる方針と手続きを経て掲載される。

原稿は、まず「投稿の手引」に基づいているかどうかの検討を播磨光都地区図書部会（以下「地区図書部会」という）、学術情報館の協力によって行う。

これに基づいていない原稿は、地区図書部会が書き換えを求めることがある。

このようにして形式の整った原稿は内容検討のため、各原稿ごとに、地区図書部会が査読者（原則として2名）を決定する。

本学では同じ専門分野に属する査読者を求めることは困難な場合もあるが、地区図書部会は、学内の最も適切と思われる教員を選出するよう努力する。

査読者は、その原稿内容の明白な誤りや錯覚、そのまとめ具合の適不適などについて検討することが望ましい。

本来、論文の内容に関する一切の責任は投稿者が負うべきものであるが、その原稿が4の①、4の②及び4の③に述べた趣旨から著しくはずれている場合、または査読者の意見を投稿者が著しく無視した場合には地区図書部会において審議のうえ掲載不可とすることがある。

投稿者と査読者間の討論は、形式的には地区図書部会を通じて行うこととするが、事情の許す限り直接の討論の方が双方の意志伝達が円滑で内容の充実につながることは当然である。

## 5 投稿から発行までの日程

投稿から発行までの日程は、地区図書部会において決定する。

## 6 その他

### (1) ページ数

「研究報告」のページ数は、原則として1論文について20ページ以内とする。

### (2) その他発行に関して必要な事項については、地区図書部会で決定する。

### (3) 地区図書部会が編集作業部会を置いたときは、本要綱中「地区図書部会」とあるのは「編集作業部会」と読み替えるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年7月10日から施行する。

この要綱は、平成13年4月25日から施行する。

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年8月12日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。